

令和8年度

奈良市防犯カメラ設置事業仕様書

奈良市 危機管理監 危機管理課

第1 総則

1 事業名称

令和8年度奈良市防犯カメラ設置事業

2 事業概要

- (1) 奈良市（以下「発注者」という。）の指定した市内に所在する電柱や信号柱等へ、請負業者（以下「受注者」という。）が防犯カメラを設置し、その映像を無線LAN方式により専用端末機器に記録するとともに、防犯カメラに付随する記録媒体にも記録することが可能なシステムを整備し、発注者が借受けるものである。
- (2) 本仕様書におけるシステム（以下「システム」という。）とは、発注者が指定する場所に設置した防犯カメラにおいて、その映像を24時間撮影・記録し、必要に応じて、指定する防犯カメラの記録映像を、専用端末機器で再生及び外部記録媒体に保存できるものをいう。
- (3) 本仕様書における機器（以下「機器」という。）とは、防犯カメラ本体及び無線LAN機能を備えた一体型の伝送装置、映像記録装置のことをいう。

3 機器設置台数・設置場所・撤去

奈良市内一円 109台（新規設置）

設置場所	品名	数量
奈良市内一円	防犯カメラ（記録媒体一体型映像記録装置）	109台
奈良市内一円	防犯カメラ設置告知ステッカー	109台分

- (1) 防犯カメラ設置場所については、別紙「防犯カメラ設置箇所一覧表」を参照すること。
- (2) 防犯カメラ設置場所調査において、防犯カメラ機器を設置するにあたりポールの建柱が必要な場合は、発注者と協議のうえ決定すること。その場合、ポールの建柱は最大で5箇所までとする。建柱に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 防犯カメラ設置場所は、柱・土地の申請可否、通電工事の可否、その他の事由により、発注者が設置場所の変更が必要であると認めた場合は、別途協議の上、防犯カメラ設置場所を変更するものとする。その場合、防犯カメラ設置場所の変更は、最大で109箇所までとする。

4 賃貸借期間

賃貸借期間は、令和9年3月1日から令和16年2月28日までとする。なお、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とし、契約日から令和9年2月26日まで、機器等設置準備期間とする。

5 機器の調達及び設置作業

調達する機器は、令和9年2月26日までに遅延がないように設置作業及び動作確認を完了させ、借受けることとする。

第2 業務内容

1 防犯カメラ設置場所調査・報告

業務期間は、目安として令和8年7月31日までとし、随時調査結果を発注者に報告することとする。

- (1) 仕様書別紙「防犯カメラ設置箇所一覧表」で示す設置候補地に出向き、防犯カメラを物理的に設置できる箇所（電柱共架や自立柱を建柱して設置等）、その場所から適切な方向及び画角で撮影できるかを調査し、設置候補地を確定する。
- (2) 設置候補地について、通電可否等、関係機関と事前協議を行う。
- (3) その他発注者が必要とする資料作成及び調整は受注者が行い、発注者に提供することとする。

2 設置業務

業務期間は、令和9年2月26日までとする

- (1) 官公署、電力会社等へ、設置に必要な各種申請業務を代行する。
- (2) 既存機器の取替作業及び新規機器の設置作業を行う。なお、画角について発注者と協議をして設置を行う。

第3 一般事項

1 事業の実施

事業を実施するにあたり、発注者が希望する「奈良市防犯カメラの賃貸借」について必要な事項を示すものであり、受注者の適正な履行の確保を図るための仕様要件を定めたものである。

2 事業範囲

本事業にかかる契約の範囲は、防犯カメラ機器の設計、製作並びに設置に必要な官公署、電力会社等への手続き、動作確認、機器調整及び本仕様により納入する機器及びシステムの保守に至るまでの一切として契約することとし、迅速かつ確実に行うものとする。

3 関係法規等の遵守

受注者は本事業を行うにあたり、関係諸法規等を遵守し、危険防止に万全の措置を講じるとともに、円滑なる進捗を図り作業しなければならない。

4 提出書類

- (1) 契約締結後、事業実施前に速やかに作業計画書を提出すること。
- (2) 防犯カメラ設置場所調査完了後、速やかに設置候補地詳細図（位置図、詳細図、写真等）をデータ及び書面で1部提出すること。
- (3) 設置作業完了後、令和8年2月26日までに次のものを提出すること。

完成図書（設置箇所一覧表、詳細図、写真等）	1部
機器取扱説明書	1部
操作マニュアル（発注者が定める様式）	4部
保守等対応窓口連絡表	1部
- (4) 提出書類の（3）に示す完成図書及び機器取扱説明書、操作マニュアル、保守等対応窓口連絡表及び画像抽出、再生に用いるアプリケーション等一式の電子データを記録した電子記録媒体（CD-R、DVD-R等）1部提出すること。電子データのファイル形式については、発注者との協議にて決めることとする。

5 官公署等への手続き

設置に必要な官公署、電力会社等への手続きは、受注者の責任において遅滞なく行うこと。また、諸手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。ただし、手続きに必要な申請書類等で、申請者が奈良市となるもの等、受注者からの申請ができない場合は、発注者と協議を行い、承認を得たものに限る、発注者が手続きを進める。

6 作業上の注意

- (1) 作業前に柱等設置する場所の現地調査を行い、作業にあたっては、本仕様書等を遵守のうえ、確実・堅牢・景観に留意して行うこと。
- (2) 関電柱等に共架する場合は、受注者と発注者、柱の管理者との三者で打ち合わせを行い、必要な申請手続きにより、承認を受けたうえで作業すること。なお、承認を受けるにあたり、機器の取付け金具等必要な部材及びその経費等については、受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、防犯カメラの作動に必要な電源を確保する作業を行い、カメラ共架及びケーブル敷設等の許可申請並びに電気の使用申し込みを行うこと。なお、電源確保のための配線作業について、電力会社から、受注者による配線作業が必要であると判断された場合は、受注者にて電源確保のための配線作業を行うこととする。
- (4) 家屋等が映像に写りこむ場合は、発注者の指示に従いマスキング処理を施すこと。
- (5) 機器、ケーブル等の設置方法、位置に関しては、発注者並びに柱の管理者の指示に従い、やむを得ず変更する際には、発注者と協議し承認を得ること。
- (6) 本事業に必要な作業用仮設電力・水等の費用は、機器の引渡しまで受注者の負担

とする。

- (7) 作業中は、安全に十分配慮し、特に高所作業等の危険を伴う作業にあたっては、必要に応じて交通誘導員等の配備、指差し呼称等の励行や各種安全対策を確実に実施し、不測の事故を未然に防ぐよう十分な対策を行うこと。
- (8) 作業中に第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えた場合は、受注者は人命救助措置等、速やかに必要な処置を講じた後に、現場の状況を発注者に報告すること。なお、現場の安全管理費、損害保険料等は、受注者の負担とする。
- (9) 作業中の資材、撤去品及び残土等廃棄物については、受注者が処分すること。
- (10) 機器の設置作業は、原則として平日9時から17時までとすること。ただし、発注者と協議を行い、承認を得た場合はその限りではない。
- (11) 本仕様書に明記しないものであっても、作業上当然必要とするものについては発注者との協議のうえ、受注者の責任において施工すること。

7 資材

- (1) 使用資材は、日本工業規格（JIS）が定めるものがある場合には JIS 規格品を使用すること。日本工業規格（JIS）以外の資材については、図面を提出して発注者の承認を受け、かつ、社内検査を実施し、検査に合格したものを使用すること。
- (2) 貸与品、撤去品及び現場で発生した物件の授受は、発注者の指定する場所で必要書類添付のうえ行うこと。
- (3) グリーン購入法の基準を配慮すること。

8 作業完了後報告等

- (1) 発注者と協議の上、動作確認及び画角調整を実施し、動作確認及び画角調整の完了をもって設置作業完了とする。
- (2) 発注者は、設置された機器及び提出された書類等の確認を行うこと。
- (3) 受注者は、設置した防犯カメラの画角調整を実施する際、発注者の指示に従い、調整後に発注者の承認を受けること。
- (4) 発注者は、機器の確認時に、補修の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて補修の指示を行うこと。
- (5) 本仕様書に記載された内容について疑義が生じた場合は、発注者との協議のうえ発注者の指示に従うものとする。

9 機器設置柱の移設・撤去

- (1) 賃貸借期間中に機器設置柱の移設や撤去等、設置した機器の運用に支障が出た場合は、受注者がその移設・撤去作業を行うこととし、移転に要する費用は年間5回までは受注者の負担とし、それを超える回数に関しては発注者の負担とする。なお、移設に要する費用については、4月1日から3月31日までを1年間とし、契約日か

ら翌3月31日まで、365日に満たない場合も1年と換算する。

- (2) 移設先の柱については、原則関電柱、NTT柱、信号柱、標識柱、街路灯から選定するものとする。

10 機器等の返却

- (1) 賃貸借期間終了後、発注者との協議のうえ、受注者が設置した機器等全てを撤去するものとする。返却にかかる費用についても受注者が負担すること。
- (2) 撤去時の映像記録媒体は、受注者が初期化する等データを復元不能にすること。受注者は、データ消去の証明のため、賃貸借契約書（長期継続契約）別紙様式第7号「個人情報消去・廃棄報告書」を作成し、発注者に提出すること。
- (3) 新設したポールについては、賃貸借期間終了後、発注者に譲渡すること。

第4 システムの仕様

1 機器の設計条件

(1) 補償等

- ア 賃貸借期間における機器及びソフトウェア等の維持管理は、すべて受注者の責任において実施すること。
- イ 保守性を考慮し、設置する機器及びソフトウェアについては、日本国内に保守拠点を有し、国外に持ち出すことなく修理できる製品を採用すること。
- ウ 本仕様により設置したすべての機器について、受注者において統一された受付窓口を有すること。
- エ 本仕様により設置した機器に障害が発生し、修理が必要となった場合には、機器が正常に動作するよう速やかに修理を行うこと。
- オ 設置後、賃貸借期間中（7年を想定）保守及び修理可能であることを機器製造業者が証明した機器を採用すること。
- カ 設置する機器及びソフトウェアについては、OSの変更に伴う保守及び改修に必要となる情報を事前に発注者に提供し、発注者との協議に応じること。

(2) 屋外設置機器使用条件

屋外に設置する各機器（GPSアンテナ等）は、次の使用条件下で動作すること。

仕様温度 $-10^{\circ}\text{C}\sim 50^{\circ}\text{C}$

湿度範囲 80%RH以下

(3) 屋外設置機器構造

屋外に設置する機器は、次の条件を満たす構造であること。なお、防犯カメラ機器は指定の場所に設置するものとし、位置（高さ等）は発注者の指示による。

- ア 防犯カメラはケースに収容し、防水・防塵・着氷雪対策を行うこと。

- イ 各機器の電源供給回路については、可能な限り避雷等により他の機器に影響を与えないよう保護対策を講じること。
- ウ 機器内部から生じる電気雑音によって他の機器に影響を与えないこと。また、他の機器からの電気雑音によって誤動作しないこと。
- エ 停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。
- オ 停電時は機器に搭載されている映像記録装置のデータを保護すること。

(4) 耐震

設置する機器については、十分な耐震対策を講じること。

(5) 使用電源

防犯カメラに使用する電源電圧は、AC100V 又は AC200V とする。また、防犯カメラに供給する電源は、交通信号機や照明灯等と併用する場合、分電点から独立した系統とし、併設する機器に影響を与えないようにすること。

(6) 運用時間

本システムは、24 時間 365 日連続運用とする。

(7) セキュリティ

本システムにおいて扱う映像データ等については、次に示すとおり通信を行う各機器にセキュリティ機能を有したもので構成し、その対策については発注者の承認を得ること。

ア 防犯カメラは、MAC アドレスフィルタリング機能、SSID ステルス及び WPA2-PSK (AES) を採用し、第三者による無線 LAN 不正アクセスを防止する処置を講じること。なお、MAC アドレスフィルタリング機能については、発注者が保管する 10 台の USB 式無線子機の MAC アドレスを機器が認証するように設定すること。

イ 防犯カメラは、パスワードの設定、更新及び映像データの暗号化 (AES128Bit 等) により、第三者が安易に再生・編集できない機能を有すること。

ウ 防犯カメラは、特殊ネジ等で固定され、防盜性能に優れたものとする。

エ 映像記録装置のデータを閲覧、操作等行った際、アクセスログを機器またはシステムに記録する機能を有し、発注者が容易にアクセスログを確認することができること。

(8) 防犯カメラ及び映像記録装置

防犯カメラ及び映像記録装置については、公益社団法人日本防犯設備協会が認定する優良防犯機器認定制度 (RBSS 制度) に適合した機器を使用することとし、公益社団法人日本防犯設備協会が RBSS 認定の高度機能に設定している、記録一体

型屋外用機能を満たしていること。また、24時間に1回、自動で時刻を補正する機能を有すること。

第5 機器の仕様

1 カメラ部

(1) 要求する機能

防犯カメラは街頭に設置し、状況を把握するための映像を取得する機能であることから、カメラ部は、屋外設置可能なズームレンズ、ハウジング一体型のドーム型構造とし、無線LAN方式で、発注者が管理するUSB式無線子機（10台）を用いて専用端末機器へ映像を伝送できること。

(2) 塗装

防犯カメラの外装は、マンセル値5 Y R 2 / 1.5の塗装色またはその近似値となる色で塗装することとする。なお、近似値となる色で塗装する場合は、発注者と事前に協議し、発注者の承諾を得ること。

(3) 機器性能と仕様

区分	品目	仕様等	
本体	カメラ部 (固定)	撮像素子	1/3型又は1/4型インターライン転送方式のCCD又はMOS相当であること。
		有効画素数	1280（水平）×1024（垂直）相当以上であること。（200万画素以上であれば可）
		最低被写体照度	デイトライト機能を有し、カラー2Lx以下、モノクロ0.32Lx以下であること。
		白黒切替	カラーと白黒の自動切替機能を有すること。
		フリッカー防止	フリッカー（ちらつき）を防止する機能を有すること。
		アイリス	オートアイリス機能を有すること。
		逆光補正	逆光補正を行う機能を有すること。
	レンズ部	画角	広角最大時、水平50°以上、垂直38°以上であること。また、画角を調整する機能を有すること。
	ハウジング部	形状	屋外に設置することを考慮した形状であること。
		防塵防水性	IPX5以上であること。

映像無線伝送装置

(1) 機器性能と仕様

周波数は、免許不要でかつ屋外使用が可能なもので、2.4GHz 帯を使用する装置を基本構成とし、発注者が所有する USB 式無線子機を用いて通信ができること。

3 映像記録装置

(1) 要求する機能の定義

映像記録装置は街頭に設置する防犯カメラの映像情報を、デジタル信号にて蓄積する装置とすること。

(2) 要求する記録容量

映像記録装置は、256GB 以上の容量を有し、防犯カメラのメーカーが推奨する産業用の記録媒体を使用すること。

(3) 機器性能と仕様

区分	品目	仕様等	
本体	カメラ 内蔵 メモリー		防犯カメラの映像を同時かつ標準解像度において、毎秒10枚以上記録できること。また、この画質で防犯カメラの映像を順次上書き更新しながら、14日間記録できる容量を有すること。
	記録方式	画像解像度	(1280×720) 以上に対応すること。
		圧縮方式	H. 264、JPEG 又は MPEG に対応すること。
	通知機能	機器異常時	故障等により録画が停止した場合には、ランプ表示等により、そのことを外見上容易に視認できる機能を有すること。

4 専用端末機器および USB 式無線子機

(1) 要求する機能の定義

発注者が既に管理している下記の専用端末機器を用いて、収集される映像情報のモニタリング、防犯カメラの映像が記録された媒体の映像情報を再生・検索することができ、外部記録媒体に記録できる機能を有し、防犯カメラと発注者が既に管理している USB 式無線子機を通じた通信が可能であること。

専用端末機器	
メーカー	Dynabook
品名	dynabook B55/KW
OS	Windows 11 Pro 64bit
CPU	Intel Core i5-1235U プロセッサ第 12 世代
メモリアイプ	8GB(PC4-25600 (DDR4-3200) 対応、デュアルチャンネル対応

USB 式無線子機	
メーカー	①BUFFALO ②BUFFALO
品名	①WI-U3-866DS ②WI-U2-866DM
使用周波数帯域	2.4GHz

(2) 通信規格

無線 LAN 通信規格が、IEEE802.11ac/a/b/g/n に準拠していること。

無線 LAN 通信規格が、IEEE802.11 に準拠した AES (128bit) の暗号化方式に対応していること。

(3) プライバシー保護機能

市民の不安を払拭するためのマスキング機能で、撮影画像内の一定エリアのマスキングを、防犯カメラ 1 台毎に 4 カ所以上を任意に指定できること。

(4) ソフトウェアのインストール

必要に応じて防犯カメラの映像を抽出し確認するためのソフトウェアを受注者が、発注者が管理している端末機器にインストールできるようにすること。

第 6 保守の範囲及び保守点検管理業務

1 保守の範囲

- (1) 保守の対象は、本仕様により納入するすべての機器及びシステムを対象とする。
- (2) 受注者は、本仕様で納入するすべての機器を、常時正常な状態で使用できるように保守すること。

2 保守点検管理業務

- (1) 受注者は契約期間内に年 1 回下記の保守点検（メンテナンス）を実施すること。
 - ア 画像が 14 日間継続録画されているか確認すること
 - イ 機器及びシステムの異常の有無を確認すること
 - ウ 機器及びシステムの時刻が正確かを確認すること
 - エ 画像の抽出が問題なく行うことができるか確認すること
 - オ 機器の取付金具等に劣化がなく、落下の恐れがないか確認すること
 - カ カメラの画角が当初の設置方向と変更されておらず、レンズの汚れや障害物等によって撮影が阻害されていないか確認すること
 - キ 画像抽出に必要なパスワードを発注者の指示の基、変更すること
- (2) 受注者は、保守点検結果を報告書にし、発注者へ速やかに提出すること。結果報告書の様式については、発注者と協議のこと。結果報告書には、防犯カメラが正常に作動していることが分かる写真を添付のこと。

- (3) 機器及びシステムの異常時が見つかった場合は、速やかに対応し、内容及び対応結果等の結果報告書を提出のこと。

第7 その他

1 告知板（ステッカー）

- (1) 防犯カメラ設置箇所付近に発注者名、防犯カメラ設置及び作動中であることを告知するステッカー、並びに、機器本体にカメラ名称を示したステッカーを機器1台につき4枚を貼付すること。ただし、ステッカーの素材は天候に左右されないものを使用すること。
- (2) 告知板の材質、形状、寸法、色、告知内容等については、発注者と協議すること。
- (3) その他、必要となる事項については、発注者と協議の上、対応すること。

2 新設ポール

- (1) 全長6.3m以上のものを使用すること。
- (2) その他、必要となる事項については、発注者と協議の上、対応すること。